

# 公共施設の現状を考える

～中野市を次世代へつなぐために～

公共施設縮減目標 △20% を目指して



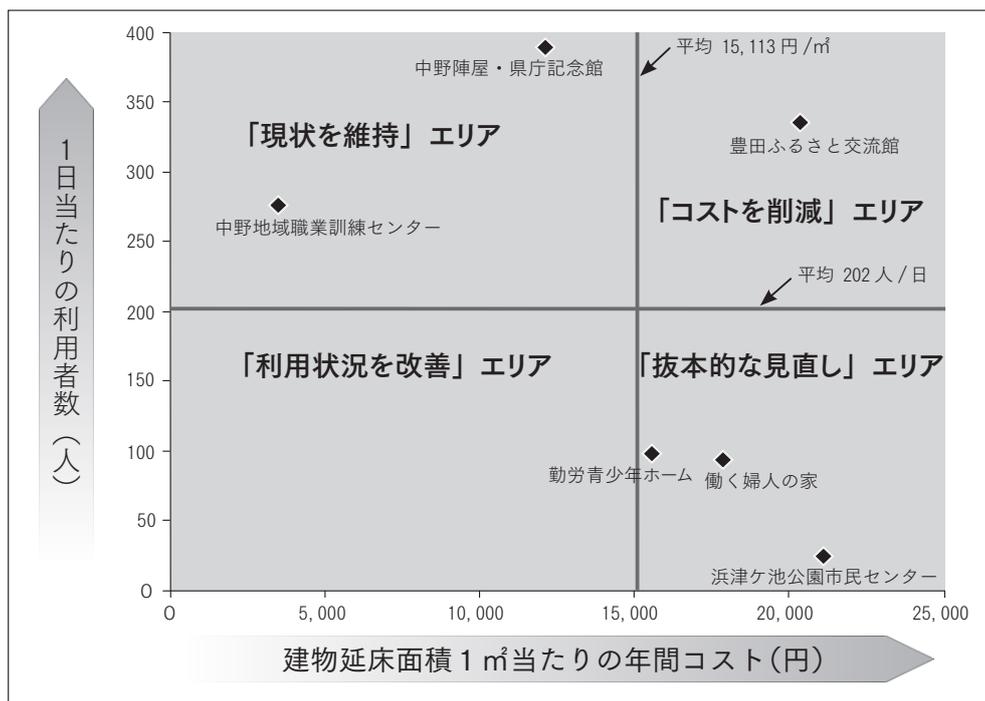
## 公共施設とは

国や地方自治体が建設する施設。中野市公共施設白書では、公民館や図書館など市が保有する建物や、公園など広く市民が利用する施設を対象としています。

問い合わせ先 政策情報課行政管理係  
☎(22)2111 (内線401)

施設の現状について、「ポートフォリオ分析」を用いてお知らせします。  
今回の分析の対象となる施設は、商工業振興施設（全6施設）です。

## ▼商工業振興施設のポートフォリオ分析



## ポートフォリオ分析

対象となる項目に共通する2つの指標の組み合わせにより、その要素が平面上のどのエリアに配置しているか分析し、重要性の高い項目を抽出する方法

※本分析のエリア分けには、対象施設（類型施設）の平均値を活用する。（施設の分類は、中野市公共施設白書に基づく）

## 「抜本的な見直し」エリア

勤労青少年ホームと働く婦人の家は、中央公民館<sup>\*1</sup>と立地を同じくしています。しかし、個々の条例や規則により使用条件<sup>\*2</sup>に違いがあるため、利用者が伸び悩んでいます。今後、利用者の利便性と施設の効率的な活用を優先した運営方法へ変更していくよう検討を進めます。

浜津ヶ池公園市民センターは、利用のほとんどが指定管理者の自主事業である食堂の利用になっています。その結果、当該施設が貸館であるとの認識が浸透せず、利用者数は少なくなっています。今後、市が保有する必要性などを検討し、管理運営方針の見直しや、廃止、団体への譲渡などについて検討していきます。

## 「コストを削減」エリア

豊田ふるさと交流館は、集客力向上のため、平成25年度に同敷地内に農産物直売所を整備しました。その費用が反映され、建物延床面積1㎡当たりのコストがかさんでいます。なお、維持整備費を除いたコストは4,651円/㎡と平均よりも低くなっています。

### ※1) 中央公民館

市民文化系施設であり、ポートフォリオ分析では「コストを削減」エリアに位置する。（広報なかの6月号参照）

### ※2) 各施設の対象者

- ・勤労青少年ホーム：35歳未満の者
- ・働く婦人の家：女性
- ・公民館：市民

# 学校

## 中野市立小学校及び中学校 適正規模等基本方針を決定しました

基本方針(案)については、市民説明会、保護者懇談会およびパブリックコメントを通じて、市民の皆さんからいただいた多くのご意見などを踏まえ、一部見直しを行った上で、先に開催された総合教育会議を経て基本方針を決定いたしました。

今後はこの基本方針に沿って進めて参りますので、ご理解をお願いいたします。なお、詳細につきましては市公式ホームページをご覧ください。

### 基本方針の主な内容

- ① 高社中学校区の4小学校(長丘小学校、平岡小学校、科野小学校、倭小学校)は統合し、位置は平岡小学校とする。
- ② 豊田中学校区の2小学校(豊井小学校、永田小学校)は統合し、位置は豊田中学校とする。
- ③ 南宮中学校区のうち日野小学校と延徳小学校は、全学年が単級であるが、日野小学校の今後の児童数の推移を見守り、1桁の学年が複数となることが見込まれる

状況になったときに、あらためて検討を行う。

- ④ 中野平中学校区のうち平野小学校は、全学年が複数クラスであるが、高丘小学校は全学年が単級であるため、高丘小学校の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、あらためて検討を行う。

### ▼今後のスケジュール予定

内容	時期
(仮称) 統合準備委員会を設置し課題検討を行う	平成 29 年 1 月 ~ 平成 31 年 3 月
整備改修 (平岡小学校)	平成 31 年度
統合小開校	平成 32 年 4 月
整備改修 (豊田中学校)	平成 32 年度
統合小開校	平成 33 年 4 月

問い合わせ先  
学校教育課総務係(豊田支所内)  
☎ 3112

# 財産

## 活用見込みのない市の 土地・建物(普通財産)を売却します

- 売却物件①
  - ・所在地 上今井61番9
  - ・地目 宅地
  - ・土地面積 219・89平方メートル
  - ・建物 鉄骨造 地上1階
  - ・建物面積 41・86平方メートル
  - ・最低売却価格(建物含む) 100万7千円
- 売却物件②
  - ・所在地 永江7665番1
  - ・地目 原野
  - ・面積 835平方メートル
  - ・最低売却価格 50万円
  - ・処分方法 条件付一般競争入札
  - ・申込期限 10月28日(金)
  - ・申込方法 市有財産売却案内書に添付の「一般競争入札参

加申込書兼受付済書」に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。  
※詳しくは、市公式ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。

問い合わせ・申し込み先  
財政課管財係  
☎ 2111 (内線222)



# 税金

## 給与支払者(事業者)の皆さんへ 個人住民税の特別徴収をお願いします

個人住民税(個人市民税・個人県民税)の特別徴収は、給与支払者(給与などを支払う会社や個人)が、給与所得者(従業員)に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市へ納入していただく制度です。地方税法および市税条例により、給与支払者は原則として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならぬとされています。未実施の給与支払者の方は、特別徴収を行っていただくようお願いいたします。

### 【特別徴収制度のメリット】

- ・従業員の方
  - 個々に税金を納める手間が省けるとともに、納め忘れがなくなります。
  - 特別徴収は年12回の分割納付であるため、納付書による年4回の納付よりも、1回当たりの負担額が少なくなります。
- ・給与支払者の方
  - 税額計算は市が行った上で通知するため、所得税のように給与支払者が税額を計算する必要はありません。

なお、平成30年度から、県内一斉に原則として所得税の源泉徴収義務があるすべての事業者を個人住民税の特別徴収義務者に指定(特別徴収税額を通知)し、特別徴収を徹底します。現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さんは、特別徴収の実施準備をお願いします。

問い合わせ先  
税務課課税係  
☎ 2111 (内線225)  
長野県企画振興部市町村課  
☎ 026(235)7068